

●海上交通安全法等の一部を改正する法律案

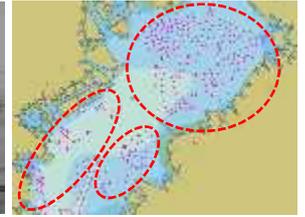
背景・必要性

(1) 台風等の異常気象の頻発・激甚化

- 台風等の異常気象が頻発・激甚化する中、東京湾等の船舶がふくそうする海域において、走錨した船舶による海上施設や他の船舶への衝突事故が複数発生
- 三大湾等のふくそう海域で、走錨のおそれのある船舶を早期に湾外等の安全な海域に避難させる実効的な措置が必要



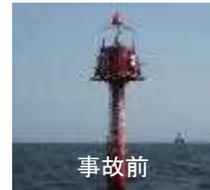
台風時の走錨により関空連絡橋に衝突したタンカー（H30）



令和元年台風15号来襲時の東京湾における船舶の錨泊状況

(2) 航路標識の事故の多発

- 船舶の衝突事故等により損傷した海上保安庁の航路標識の復旧を迅速・確実に図る必要
- 航路標識の管理の協力主体を充実させ、海上保安庁の航路標識の管理業務の負担を軽減させるとともに、維持管理の充実強化が必要



事故前



事故後

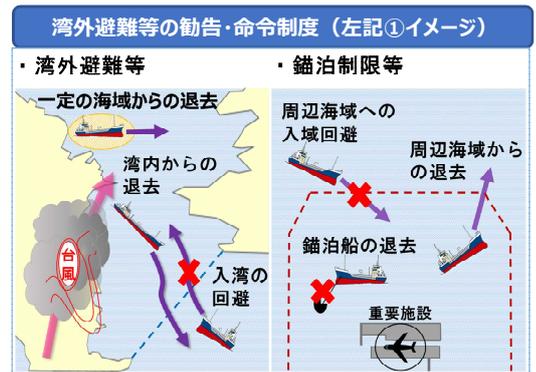
走錨船舶の接触による損傷（灯標の上部脱落）
※過去5年間における船舶接触による航路標識の被害件数 計262件

法案の概要

(1) 異常気象等に伴う船舶事故の未然防止策の充実・強化【海上交通安全法、港則法、航路標識法】

○三大湾等における湾外避難勧告・命令制度等の創設

- ① 船舶の湾外避難、湾内の錨泊制限等の勧告・命令制度を創設
- ② 関西国際空港等の重要施設周辺海域等における走錨事故等防止のための情報提供、危険回避措置の勧告制度を創設
- ③ 湾外避難等の円滑な実施に関する必要な協議を行うための協議会を設置
- ④ 湾内全域からの船舶の避難を一体的に実施するための海上保安庁長官による港長権限の代行制度を創設



○海上施設への船舶の衝突防止のためのバーチャル航路標識の緊急表示制度の創設

- ・ 灯浮標等の表示に代わるバーチャル航路標識（※）に係る制度を創設（バーチャル航路標識の一時表示に係る手続緩和、バーチャル航路標識の海上保安庁による一時表示代行制度）

※ 船舶自動識別装置（AIS）を活用し、航海用レーダー等にあたかも航路標識が存在するように表示させる仕組み

(2) 持続可能な航路標識の管理体制の充実強化【航路標識法】

○航路標識の復旧のための施行命令・原因者負担金制度の創設

- ・ 海上保安庁の航路標識を損傷させた原因者に対し、必要な工事の施行、又は、当該工事に要する費用負担を義務付け

○承認工事制度及び航路標識協力団体制度の創設

- ① 海上保安庁の航路標識について、民間団体等による工事・維持に関する海上保安庁長官による承認制度を創設

【工事・維持の具体例】歩道の整備、手すり・階段等の設置、清掃、簡易な点検・補修

- ② 航路標識に関する業務を適切に行うことができる民間団体等を航路標識協力団体として指定し、指定された団体に係る①の手続を緩和

航路標識協力団体の活動（イメージ）



【目標・効果】

- 異常気象等に伴う被害の未然防止策を強化し、船舶交通の安全を確保する
荒天時の走錨等に起因する船舶の衝突事故により、船舶交通の安全が阻害されるとともに、重要施設等に被害が及ぶような事故の発生件数：1件（2018年）、1件（2019年）⇒0件（毎年度）
- 民間団体等による航路標識の工事・維持を促進する
航路標識協力団体の指定が見込まれる団体の数：0団体（2020年）⇒30団体（2022年度）